

◆◆◆はじめて毒物劇物を販売しようとされる方へ◆◆◆

1 毒物及び劇物を販売するためには

毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）で規定する毒物及び劇物を販売又は授与するためには、その店舗の所在地の都道府県知事（保健所を設置する市は市長）の登録を受けなければなりません。

2 毒物劇物販売業の新規登録申請について

【新たな登録が必要な場合】

- ① はじめて毒物劇物を販売しようとする場合。
- ② 開設者の人格（名義）が変わる場合（個人⇄法人など）。
- ③ 登録の種類が変わる場合。
（農薬用品目販売業を一般販売業に変更する場合など）
- ④ 施設を別の場所に移転させる場合。
- ⑤ 施設を全面改装するなど以前と同一性が認められない場合。
- ⑥ 登録の有効期限が満了するまでに登録申請をしなかった場合。

※ 申請前に、申請書の提出先へお問い合わせ願います。

3 登録の種類

- | | |
|------------------|-----------------------|
| (1) 毒物劇物一般販売業 | ・・・毒劇法で規定する全ての毒物劇物の販売 |
| (2) 毒物劇物農薬用品目販売業 | ・・・毒劇法施行規則第4条の2で定める品目 |
| (3) 毒物劇物特定品目販売業 | ・・・毒劇法施行規則第4条の3で定める品目 |

4 書類の提出先等

あかし保健所保健総務課

所在地：明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7

電話番号：078-918-5414

※受付時間：8時55分から12時、13時から17時40分

5 申請手数料

14,700円

6 オーダー販売について

毒物・劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で、貯蔵、運搬、若しくは陳列しようとする者は、営業所ごとに、販売業の登録が必要です。そのうち毒物・劇物を直接取り扱わない者はオーダー販売業者といい、登録票に「オーダー取引」と明記しています。

オーダー販売業では、営業所などに一時的であっても毒物・劇物（サンプルを含む）を貯蔵・陳列すること、運搬すること、運送の手配をすることはできません。

オーダー以外の販売業では、毒物・劇物を直接取り扱いますので、毒物劇物取扱責任者と「設備基準」を満たす保管庫を設置しなければなりません

	オーダー以外	オーダー
販売・授与	可	可
貯蔵・陳列（サンプル含む）	可	不可
運搬（運送の手配）	可	不可
取扱責任者	要	不要
保管庫	要	不要

7 登録申請に必要な提出書類一覧（オーダー以外（◎は必要書類 ○は該当する場合は必要））

提出書類	個人で申請する場合	法人で申請する場合
①毒物劇物販売業登録申請書	◎	◎
②付近の見取図・建物の店舗・店舗の平面図	◎	◎
③保管庫の概要図（分置倉庫等がある場合はその平面図を含む）※ ¹	◎	◎
④分置倉庫等がある場合は、店舗から分置倉庫等までの距離（それぞれの出入口間での実距離）及び位置関係がわかる図面	○	○
⑤履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの）	—	◎
⑥毒物劇物取扱責任者設置届	◎	◎
⑦毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類※ ²	◎	◎
⑧毒物劇物取扱責任者の診断書（発行後3か月以内のもの）	◎	◎
⑨毒物劇物取扱責任者の使用関係証書※ ³	◎	◎
⑩毒劇法第8条第2項第4号に該当しない旨の宣誓書※ ⁴	◎	◎

①③⑥⑦⑨⑩の様式等については別添「添付書類等様式一覧」を参照

※1 保管庫の概要図

- ・ 施錠設備等及び「医薬用害毒物・劇物」の表示が確認できるよう記載してください。

※2 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類

- ・ 「10 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類」を参照してください。

※3 毒物劇物取扱責任者の使用関係証書

- ・ 使用関係証書は雇用契約書の写し（原本を持参してください。）又は雇用証書（原本に限る）が必要です。ただし毒物劇物取扱責任者を兼務する場合は次のとおりとします。
ア 申請者が個人の場合で毒物劇物取扱責任者を兼務する場合は不要です。
イ 申請者が法人の場合で取締役（執行役）が毒物劇物取扱責任者を兼務する場合には、当該薬局を実地に管理させる旨の誓約書を提出してください。

※4 毒劇法第8条第2項第4号に該当しない旨の宣誓書

- ・ 毒物劇物取扱責任者になる方が署名してください。

8 登録申請に必要な提出書類一覧（オーダー取引（◎は必要書類 ○は該当する場合は必要））

提出書類	個人で申請する場合	法人で申請する場合
①毒物劇物販売業登録申請書※ ¹	◎	◎
②付近の見取図・建物の店舗・店舗の平面図	◎	◎
③履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの）	—	◎

①の様式については別添「添付書類等様式一覧」を参照

9 保管庫の設備基準（オーダー取引は除く）

根拠：法第12条第3項、施行規則第4条の4等

- 毒物又は劇物とその他の物とを区分して専用に貯蔵できるものであること。
- 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。
- 貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。
- 毒物又は劇物を貯蔵する場所に鍵をかける設備があること。ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、この限りでない。
- 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上鍵をかけることができないものであるときはその周

囲に、堅固なさくが設けてあること。

- (6) 毒物又は劇物を陳列する場所に鍵をかける設備があること。
- (7) 毒物又は劇物を貯蔵又は陳列する保管庫は堅固なものであること。(ガラス面等は不可)
- (8) 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。
- (9) 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すること。
- (10) 店舗は、他社と明確に区分すること。

10 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類

すべての書類について原本が必要です。必ず原本を持参ください。

- (1) 法第8条第1項第1号(薬剤師)

薬剤師免許証

- (2) 法第8条第1項第2号(応用化学に関する学課を修了した者)

卒業証明書又は成績証明書(修得単位が確認できるもの)

なお、応用化学に関する学課とは、次の学部、学科が該当します。

ア 大学等

(ア) 薬学部

(イ) 理学部、理工学部又は教育学部の化学科、理学科、生物化学科等

(ウ) 農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科、農芸化学科、農産化学科、園芸化学科、水産化学科、生物化学工学科、畜産化学科、食品化学科等

(エ) 工学部の応用化学科、工業化学科、化学工学科、合成化学科、合成化学工学科、応用電気化学科、化学有機工学科、燃料化学科、高分子化学科、染色化学工学科等

(オ) 上記以外で化学に関する授業科目の単位数が必修科目の単位中28単位以上又は50%以上である学科

(注) 化学に関する科目とは、次の分野に関する講義、実験及び演習とします。

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生活化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学、地球環境化学等

イ 高等専門学校

工業化学科又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者

ウ 専門学校及び高等学校において、応用化学に関する学科を修了した者で、化学に関する科目を30単位以上修得した者(化学に関する科目については上記の(注)を参照)

- (3) 法第8条第1項第3号(都道府県知事が行う試験の合格者)

合格証

添付書類等様式一覧

- 1 毒物劇物販売業登録申請書
- 2 毒物劇物取扱責任者設置届
- 3 診断書
- 4 誓約書
- 5 宣誓書
- 6 毒物劇物保管庫概要図記載例
- 7 雇用証書の例

一 般 販 売 業
毒物劇物 農業用品目販売業 登録申請書
特定品目販売業

店舗の所在地及び 名 称	〒 TEL
備 考	

一 般 販 売 業
上記により、毒物劇物の 農業用品目販売業 の登録を申請します。
特定品目販売業

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
〒

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

明石市長 様

連絡先 TEL

担当者

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業にあつては、その旨を備考欄に記載すること

毒物劇物取扱責任者設置届

業 務 の 種 別		
登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日		
製造所 (営業 所、店舗、事 業場)	所 在 地	〒
	名 称	TEL
毒 物 劇 物 取 扱 責 任 者	氏 名	
	住 所	
	資 格	<input type="checkbox"/> 薬剤師 <input type="checkbox"/> 応用化学に関する学課を修了した者 <input type="checkbox"/> 毒物劇物取扱者試験合格 (都道府県名 :)
備 考		

上記により、毒物劇物取扱責任者の設置の届出をします。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

〒

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

明石市長 様

連絡先 TEL

担当者

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物又は劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農業用品目販売業若しくは特定品目販売業又は業務上取扱者の別を記載すること。ただし、附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみでの取扱いに係る特定品目販売業にあつてはその旨を、業務上取扱者にあつては令第 41 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号の別を付記すること。
- 4 業務上取扱者にあつては、登録番号及び登録年月日欄に業務上取扱者の届出をした年月日を記載すること。
- 5 毒物劇物取扱責任者の資格欄には、法第 8 条第 1 項の第何号に該当するかを記載すること。同項第 3 号に該当する場合には、一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験又は特定品目毒物劇物取扱者試験のいずれかに合格した者であるかを併記すること。ただし、附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみでの取扱いに係る特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者である場合には、その旨を付記すること。

診 断 書

氏 名		性別	男	女
生年月日	昭和・平成 年 月 日	年齢	歳	
<p>上記の者について、下記のとおり診断します。</p> <p>1 精神機能の障害</p> <p style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 明らかに該当なし <input type="checkbox"/> 専門家による判断が必要 </p> <p>専門家による判断が必要な場合において診断名及び現に（又は既に）受けている治療の内容並びに現在の状況（できるだけ具体的に。詳細については別紙でも可）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>				
<p>2 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒</p> <p style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり </p>				
診断年月日	年 月 日			
医 師	病院、診療所又は介護 老人保健施設等の名称			
	所 在 地	TEL		
	氏 名			

年 月 日

明石市長 様

主たる事務所の所在地

法人の名称及び代表者の氏名

印

誓 約 書

代表取締役 (氏名) (薬局・店舗・営業所等名) 管理者
弊社は、取締役 _____ を弊社の _____ の毒物劇物取扱責任者とし

て下記の条件で当該店舗を実地に管理させることを誓約します。

記

1. 勤務場所 薬局、店舗又は営業所所在地

薬局、店舗又は営業所名称

2. 勤務時間 時間/週

3. 休 日

宣 誓 書

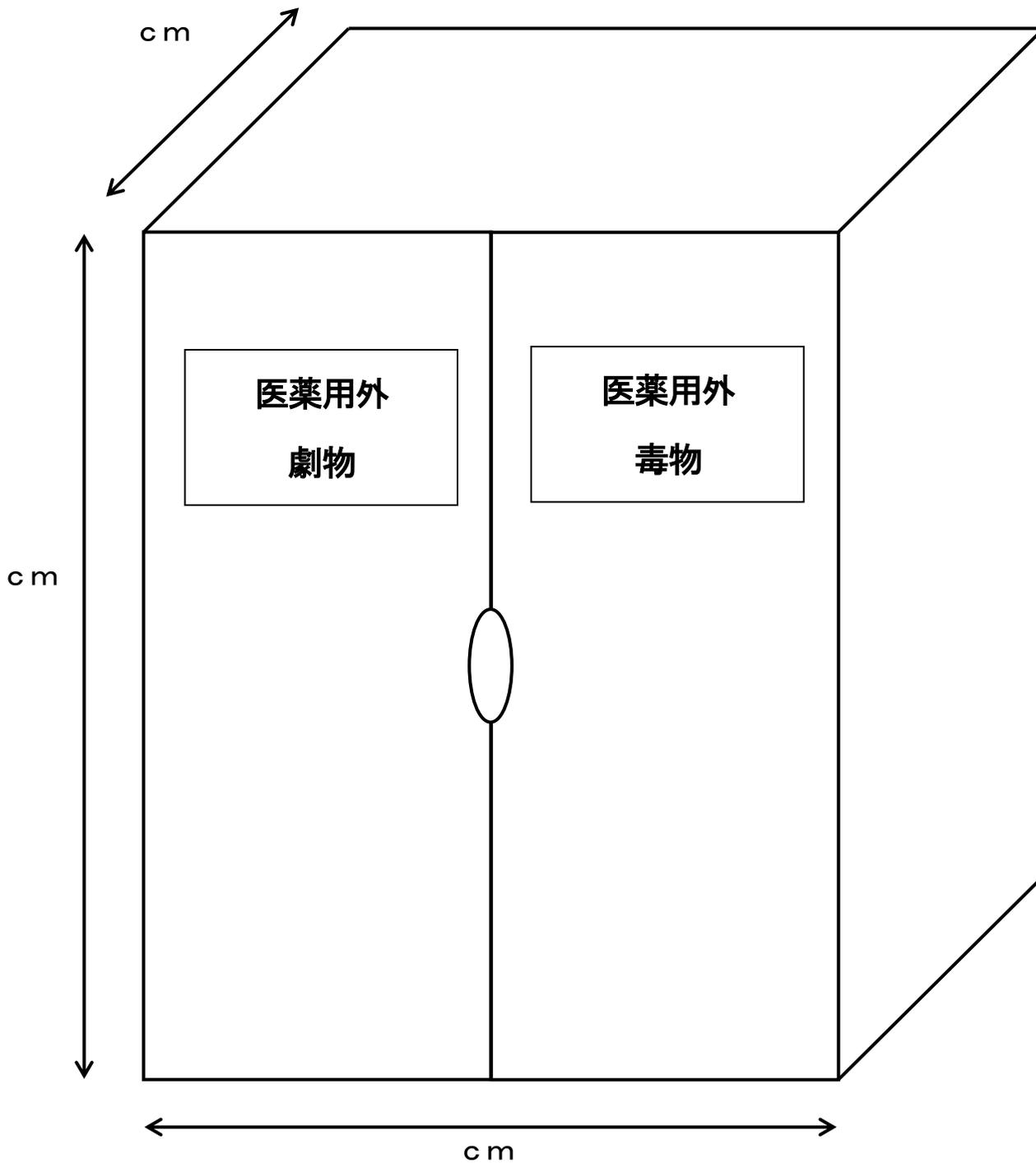
私は、毒物劇物取締法第8条第2項第4号に規定する毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して、3年を経過していない者の項目に該当しないことを誓います。

年 月 日

住 所

氏 名

毒物劇物保管庫概要図記載例



保管庫の材質、大きさ、施錠の位置を記載すること

雇用証書（作成例）

雇 用 証 書

次の者を下記事項を条件として雇用関係にあることを証します。

年 月 日

雇用者 住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

被雇用者 住所

氏名

記

- 1 業 務（管理者：薬局管理者・医薬品販売管理者・毒物劇物取扱責任者等、
その他資格者：調剤業務、医薬品販売業務等を記入）
- 2 勤 務 地
- 3 勤務時間 時 分から 時 分
- 4 休 日